

「城乾小学校ほか小中21施設及び金倉保育所ほか幼保15施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注:下記の回答は「城乾小学校ほか小中21施設及び金倉保育所ほか幼保15施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。

番号	質問要旨	回答
1	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
2	別紙1(小中分)No.7の城辰小学校が年度途中(時期未定)で供給停止の日程が決まりましたら、工事予定日のおおむね2ヶ月前までに工事申込をしていただけますようお願ひいたします。申込期限に間に合わない場合、送配電事業者から申請承諾が得られず、結果として工事予定日に間に合わない可能性がございます。	承知いたしました。
3	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、旧一般電気事業者(四国電力株式会社)入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費調整額については、見本として示す契約書第11条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算定していただくことから、算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。
4	【計量及び検査について】 弊社では計量結果の報告を請求書に記載しているご利用の内訳でかえさせていただいており、請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。また、弊社ポータルサイトへご登録いただくことでWeb確認が可能ですので、ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
5	【請求書の送付方法について】 郵便遅延・紛失防止、改正電子帳簿保存法への対応、環境配慮のため、請求書等の帳票を弊社ポータルサイトでご確認いただく方法をご案内しております。ポータル登録により、電気料金請求書等の帳票をWeb確認が可能ですので、ご了承いただけますでしょうか。	当該Webページに掲載される請求書に、①「市に債権者登録(※)されている法人の所在地、名称及び代表者の職氏名と、請求日、請求金額、消費税及び地方消費税の額、請求金額の内訳」に加え、②「請求書に係る事務を担当する部門の責任者及び担当者の所属・役職・氏名、連絡先(電話番号)」の記載もしくは③「代表者印の電子印の押印」があれば了承いたします。 Webページに掲載される請求書に①に加え②の記載もしくは③がない場合は、①に加え②の記載もしくは③のある請求書をメール、FAX、郵送でお送りいただくか、①を記載し代表者印を朱肉を用いて押印した請求書を郵送いただきますようお願ひいたします。 ※市に債権者登録がない場合は、落札後に債権者登録申出書をご提出いただきます。

6	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日は1日です。
7	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	四国電力株式会社です。
8	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書のとおりでしょうか。現時点での契約電力(kW)をご教示ください。	現時点での契約電力は仕様書のとおりです。
9	【工事予定等について】 契約期間中に新築・増築工事や、受変電設備工事など電力の契約に影響するような工事予定はございますか。工事予定がある場合、工事申込に関しては工事予定日の2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	現在予定している工事は、仕様書に記載のある城辰小学校となっております。今後、そのような予定がある場合は、2か月前までに協議させていただきます。
10	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印(角印)にてご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
11	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
12	【単価の記載について】 内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	税込単価を記載してください。 端数の切り捨てについては、ご認識のとおりです。
13	【単価の記載について】 内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	差し支えありません。

14	<p>【内訳書の記載方法】 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>①基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ②電力量料金＝使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)＝使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ④再エネ賦課金＝使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤月合計＝【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】+④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥入札金額＝⑤×100/110(円未満切上) ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきたいです。</p>	<p>入札内訳書はホームページに公開しているExcelファイルを使用して算定してください。 Excelファイルには数式が入っていますので、基本料金単価及び電力量料金単価を入力していただければ、自動計算されます。 また、入札金額には燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。</p>
15	<p>【内訳書の記載方法】 複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。</p>	<p>それぞれの施設で作成する必要はありません。</p>
16	<p>【内訳書の記載方法】 入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。</p>	<p>力率は100%で計算お願いします。</p>
17	<p>【内訳書の記載方法】 入札金額の算定時には、燃料費等調整額は含みますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。</p>	<p>入札金額に燃料費等調整額は含みません。</p>
18	<p>【内訳書の記載方法】 入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。</p>
19	<p>【内訳書の封入方法】 入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。</p>	<p>入札書と内訳書は留めずに一緒に中封筒に同封してください。 割印も必要ございません。</p>
20	<p>【入札書について】 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。</p>	<p>記入例通りの開札日(令和7年12月19日)を記入してください。</p>

21	<p>【再入札について】 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。 仮に辞退届が必要な際は、入札書の金額部分に「辞退」の記載か、辞退届の提出かはどちらになりますでしょうか。</p>	<p>入札説明書12に記載のとおり、開札時に全ての入札者及び代理人が立ち会っている場合は、直ちに再度入札を行います。1人でも立ち会っていない場合は、令和7年12月25日に再入札を行うため、12月24日(午後5時必着)までに再度の入札書及び入札辞退届の提出をお願いします。</p>
22	<p>【契約内容について】 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください。) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等</p>	<p>契約電力会社は四国電力株式会社です。 契約種別は高圧電力です。</p>
23	<p>【契約内容について】 本契約において、予備電力のご契約は予定させていますでしょうか。 ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予定していません。</p>
24	<p>【契約内容について】 本契約において、自家発補給電力の契約は予定されていますでしょうか。 ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予定していません。</p>
25	<p>【契約電力の変更】 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はござりますか下記ご確認をお願いします。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	<p>現時点で変更希望及び予定はありません。</p>
26	<p>【違約金について】 協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金が請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約電力を変更する予定はありませんが、変更が必要な際は、協議させていただきます。</p>

27	<p>【燃料費調整について】 請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	<p>差し支えありませんが、本契約における計量日は1日でお願いします。</p>
28	<p>【燃料費調整について】 弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません。) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費調整額については、見本として示す契約書第11条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算定していただくことから、算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。</p>
29	<p>【燃料費調整について】 燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第13条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。</p>
30	<p>【請求書について】 弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10日営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただけております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承いたします。</p>
31	<p>【請求書について】 支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替</p>	<p>支払期日については、見本として示す契約書第12条第2項に記載のとおり、請求書到着より30日以内でお願いします。</p>

32	<p>【請求書について】 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。 お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)</p>	<p>当該Webページに掲載される請求書に、①「市に債権者登録(※)されている法人の所在地、名称及び代表者の職氏名と、請求日、請求金額、消費税及び地方消費税の額、請求金額の内訳」に加え、②「請求書に係る事務を担当する部門の責任者及び担当者の所属・役職・氏名、連絡先(電話番号)」の記載もしくは③「代表者印の電子印の押印」があれば了承いたします。 Webページに掲載される請求書に①に加え②の記載もしくは③がない場合は、①に加え②の記載もしくは③のある請求書をメール、FAX、郵送でお送りいただかずか、①を記載し代表者印を朱肉を用いて押印した請求書を郵送いただきます。 ※市に債権者登録がない場合は、落札後に債権者登録申出書をご提出いただきます。</p>
33	<p>【支払方法について】 お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>現時点で口座振替の対応はなく、銀行振込となる見込みです。</p>
34	<p>【支払方法について】 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	<p>不要です。</p>
35	<p>【契約書について】 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>見本として示す契約書を基本としますが、協議には応じます。ただし、法令等の規定上、内容によっては変更が困難になる場合もあります。</p>
36	<p>【契約書について】 契約書の提出を落札決定から7日以内と記載しておりますが、「提出」とは押印や製本を完了までの取り交わしか、契約書に記載する締結日の指定かどちらになりますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため7日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。 そのため、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書については、契約書に記載する契約締結日が落札決定の日から7日以内(土・日・祝日を含む)となるようお願いいたします。</p>
37	<p>【非化石証書について】 再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料(非化石証書)の購入タイミングの都合上、2027年7月頃の発行となります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>提出時期については、落札決定後に協議させていただきます。</p>

38	<p>【適合証明書について】 適合証明書に関して令和5年度の数値で提出するように記載がありますが、現在令和6年度の数値を国に報告しており、報告した数値をHPに記載させていただいております。 弊社としては適合証明書の数値を令和6年度の数値で提出させて頂ければとおもいますが、問題ないでしょうか。</p>	<p>適合証明書は入札参加資格の確認のために提出いただいたもので、今後の提出は必要ありません。</p>
39	<p>【適合証明書について】 令和6年度の数値で問題ない場合、算出に必要な「各用語の定義」を頂くことは可能でしょうか。 または、現在いただいている令和5年度用の「各用語の定義」を参照しても問題ございませんでしょうか。</p>	<p>今年度は令和5年度の数値で入札参加資格の審査をさせていただいております。 令和6年度の数値につきましては、令和8年度の入札の際の参加資格の審査の基準とさせていただきますので、来年度に明示いたします。</p>
40	<p>【託送料金の変更について】 基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。 入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。 変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。</p>	<p>契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第13条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。</p>
41	<p>入札書に入札内訳書を添付する場合の留め方に指定はありますか。 また、その場合に割印は必要でしょうか。</p>	<p>入札書と内訳書は留めずに一緒に中封筒に同封してください。 割印も必要ございません。</p>
42	<p>旧一般電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>燃料費調整額については、見本として示す契約書第11条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算定していただくことから、算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。</p>
43	<p>旧一般電気事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。</p>	<p>契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第13条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。</p>
44	<p>1施設の電気料金のお支払いを複数に分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>分担して支払う施設はありません。</p>
45	<p>特定電源割当証明書の発行時期についてですが、非化石証書を用いる関係で契約終了後2~5か月時間をいただきます。ご了承いただけますでしょうか。また、全施設の契約電力・使用電力量をまとめて作成していただいても差し支えありません。</p>	<p>提出時期については、落札決定後に協議させていただきます。 また、全施設の契約電力・使用電力量をまとめて作成していただいても差し支えありません。</p>

46	仕様書に基づき、旧一般電気事業者(または一般送配電事業者)が定める燃料費調整制度以外の契約は一切認められないとの認識で良いか。 (例えば、落札者が独自に定める燃料費調整制度や燃料費調整を行わない契約など)	ご認識のとおりです。
47	仕様書記載内容:別紙1(小中分)No.7の城辰小学校:令和8年度中に仮設校舎の建築を予定しており、新設の受変電設備を整備し、既存の受変電設備を撤去する可能性があり、その際に旧一般電気事業者との需給契約となり、年度途中(時期未定)で供給停止になることがあります。 について、令和8年4月から新たに需給契約を締結することから、令和8年度中の契約廃止は1年未満の廃止となり臨時精算が発生するがよいか? ※新設申込について来年度も入札を実施する場合、1年未満の契約となるため、臨時精算が発生するがよいか?	承知いたしました。
48	仕様書別紙1需要場所等一覧の財産分界点と責任分界点について、計量器は四国電力株式会社が設置し所有しているとあるが、四国電力送配電株式会社に社名の変更を願います。	申し訳ございません。 契約書作成の際に当該部分を変更した仕様書で作成いたします。
49	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますでしょうか。	入札書及び委任状の日付は開札日(令和7年12月19日)でお願いします。 その他の書類につきましては、提出日で構いません。
50	自家発補給電力の契約はありますか。	ありません。
51	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	500kW以上になる施設はありません。 仮になる場合は協議に応じます。
52	別紙1(小中分)No.7の城辰小学校について、令和8年度中の供給停止と記載がありますが、供給開始からおおよそどのくらいの期間で廃止となる見込みでしょうか。	現時点では未定となっております。 時期がわかり次第、報告及び協議させていただきます。
53	別紙1(小中分)No.7の城辰小学校について、現在提示されている予定使用電力量は、廃止を見込んだ数値となっていますでしょうか。	予定使用電力量は令和6年9月から令和7年8月までの実績に基づき算定しており、廃止は見込んでおりません。
54	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	ありません。
55	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込の場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では支払義務発生日(計量日)の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	振込手数料については、了承いたします。 また、支払期日については、見本として示す契約書第12条第2項に記載のとおり、請求書到着より30日以内でお願いします。

56	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
57	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日と計量日は同日です。
58	仕様書2(10)について、請求書に施設毎の内訳が記載されている場合、別途書類を作成する必要はないという認識でよろしかったでしょうか。	請求書に施設毎の内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金)が記載されておれば別途書類の作成は必要ありません。
59	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	承知いたしました。
60	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるることはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
61	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では(基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
62	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置済です。
63	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	見本として示す契約書第22条に記載のとおり、協議には応じますが、法令等の規定上、内容によっては変更が困難である場合もあります。
64	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	入札書と内訳書は留めずに一緒に中封筒に同封してください。 割印も必要ございません。 また、郵送提出の際は、入札説明書8(3)に記載の通り、入札書、内訳書を入れた中封筒に入札用封筒記載例に基づき記入及び封緘し、必要に応じて委任状とともに外封筒に入れて郵送をお願いいたします。

65	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 	ご認識の通りです。
66	<p>各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込金額を合計した後に、税抜に直すのかどちらになりますでしょうか。</p>	<p>内訳書につきましては、ホームページに公開している入札内訳書(Excel)を提出してください。 公開している入札内訳書は全施設をまとめて作成しております。</p>
67	<p>各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。</p>	全施設季節別プランのため差し支えありません。
68	<p>入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。</p>	<p>入札書、内訳書およびその他提出書類については、ホームページ上にExcelデータもしくはWordデータを公開しておりますのでそちらをご使用ください。</p>
69	<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。</p>	<p>不可です。燃料費調整額については、見本として示す契約書第11条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算定していただくことから、算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。</p>
70	<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の三艇諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>燃料費調整額については、見本として示す契約書第11条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算定していただくことから、算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。 また、契約締結後の契約内容の変更については、見本として示す契約書第13条により受給者と供給者とが協議を行うものとします。</p>
71	<p>燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能でしょうか。</p>	不可です。
72	<p>落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。</p>	<p>開札結果については下記の方法で公開いたします。 公開方法:市ホームページ上に掲載します。なお、落札者へは落札決定後、電話にて通知を行う予定です。 公開範囲:落札者名、落札金額、入札参加者名、入札金額(全参加者分) 公開予定時期:準備ができ次第速やかに公開いたします。</p>

73	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時に基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
74	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率に変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	託送料金及び損失率の変更に伴う料金の上乗せは不可とします。基本的にそれらを見込んだ上で入札価格を算定してください。
75	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
76	計量結果および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	了承いたします。
77	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	再入札については入札説明書12に記載のとおり、開札時に全ての入札者及び代理人が立ち会っている場合は、直ちに再度入札を行いますが、1人でも立ち会っていない場合は、令和7年12月25日に再入札を行うため、12月24日までに再度の入札書及び入札辞退届を送付していただきます。 入札辞退届の様式はホームページに公開しておりますので、そちらのご使用ください。
78	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができるかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書については、契約書に記載する契約締結日が落札決定の日から7日以内(土・日・祝日を含む)となるようお願ひいたします。
79	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか問題ございませんでしょうか。	燃料費調整額については、見本として示す契約書第11条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出してください。
80	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の100%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	丸亀市への供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合が100%であることが確認できるものであれば、差し支えありません。
81	特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますかがご了承いただけますでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。	了承いたします。

82	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	提出時期については、落札決定後に協議させていただきます。
83	弊社では蓄熱割引及び電化厨房割引には対応しておりませんが問題ないでしょうか。	差し支えありません。
84	市場運動、または市場運動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	不可です。